

2014年7月10日

(報道発表資料)

公益社団法人島根県宅地建物取引業協会  
N T T 西 日 本 島 根 支 店

### 島根県宅地建物取引業協会とN T T西日本の協業について

公益社団法人島根県宅地建物取引業協会（本部：島根県松江市、会長：浜松滋夫、以下、「島根県宅建協会」）とN T T西日本島根支店（支店：島根県松江市、支店長：江崎順一、以下「N T T西日本」）は、N T T西日本が提供するインターネット接続サービス「フレッツ光」<sup>※1</sup>及びクラウドサービス等の活用を前提としたI C T利活用の促進により、島根県宅建協会会員企業の展開事業の効率化・高度化を図り、会員企業の事業発展による宅地建物取引業の健全な発展の実現をめざして協業することで合意しましたので、お知らせいたします。

※1 「フレッツ光」について

サービス提供エリアであっても利用できない場合があります。エリアについてはお問い合わせいただくか <http://flets-w.com/> をご確認ください。インターネットのご利用には、プロバイダーとの契約・料金が必要です。

#### 1. 協業の経緯

島根県宅建協会は、島根県知事の許可を受け1966（昭和41）年に設立された、県内の約8割の宅地建物取引業者で構成されている島根県下最大の組織であり、宅地建物取引業の健全な発達をめざして、不動産取引に関する相談・助言や会員企業への指導等の業務に取り組んでいます。

一方、N T T西日本では「オフィス光ソリューション」をキーワードに、「フレッツ光」やクラウドサービスに代表されるようなネットワークを介したデータ通信等、企業の情報通信（I C T）をサポートする通信サービスの普及・拡大を進めてまいりました。

このような背景から、島根県宅建協会とN T T西日本は、N T T西日本が提供する「フレッツ光」等サービスの普及拡大と、当該サービスの活用を前提としたI C T利活用促進による会員企業の展開事業の効率化及び高度化をめざすことで協業を図ることとしました。

#### 2. 連携協力する内容

主な事項は次のとおりです。なお、具体的な取り組み内容及び実施方法については、両者で協議のうえ決定いたします。

- (1) 島根県宅建協会会員企業のI C T利活用推進
- (2) フレッツ光等のN T T西日本が提供するサービスの普及拡大
- (3) 島根県宅建協会、会員企業及びハトマーク<sup>※2</sup>の紹介活動

※2 ハトマークについて

ハトマークは、島根県宅建協会をはじめ、公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会に加盟している全国47都道府県の協会・地方本部・事務所及びその会員企業が使用するシンボルマークです。2羽の鳩は、会員とユーザーの信頼と繁栄を意味しています。また、赤色は“太陽”、緑色は“大地”、そして白色は“取引の公正”を表しています。



3. 今後の展開

今回の協業合意を契機として、協定に基づく具体的な取り組みの策定作業を推進し、島根県宅建協会会員企業のICT利活用推進及びハトマークの認知度向上へ向けた施策を展開します。

会員企業の事業発展による宅地建物取引業の健全な発展に向けて、今後、両者で力を合わせ、取り組みを推進していきます。

ニュースリリースに記載されている内容は報道発表時のものです。  
最新の情報と内容が異なる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

以上

審査 14-717-1